

# 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 令和3年3月23日2食産第6548号

改正 令和3年4月7日3食産第103号

## 第1 趣旨

令和3年1月8日より新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施される等、新型コロナウイルスの影響が長期化することにより、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化する中で、フードバンクを通じて食品の支援を行う必要性が高まっている。

このような中、フードバンクは、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等(以下「子ども食堂等」という。)にこれを無償で提供する活動を行っており、フードバンクの果たす役割は、一層重要となっている。

また、子ども食堂等への食品の提供は、子ども世代における食育の推進を通じて、将来的な国産農林水産物の需要創出が期待できるものである。

このため、フードバンクにおける未利用食品の受入れ・提供を拡大する取組を支援する。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業内容

フードバンクにおいて、未利用食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵庫・冷凍庫を含む。)、入出庫管理機器等の賃借料の経費を支援する。

### 2 成果目標

フードバンクにおいて、未利用食品の受入れ・提供体制を整備することにより、子ども食堂等への食品の提供の取組を拡大する。

### 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和3年1月8日から令和3年12月31日までとする。

### 4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、フードバンク(食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂等にこれを無償で提供するための活動を行う団体)とする。

## 第3 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により、事業実施計画を作成し、食料産業局長

に提出して、その承認を受けるものとする。

- (2) (1)の事業実施計画の次に掲げる変更については、その手続を(1)に準じて行うものとする。ただし、次のアからエまでについては、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業補助金交付要綱(令和3年3月23日付け2食産第6550号農林水産事務次官依命通知)第7の補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費又は国庫補助費の3割を超える変更
- エ 国庫補助費の3割を超える減
- オ 国庫補助費の増

## 2 事業実施計画の承認

食料産業局長は、本実施要綱に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

## 第4 国の助成措置

### 1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する以下の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。フードバンクが3(2)の計画に基づく未利用食品の受入れ・提供を拡大する際に必要となる、

- ①運搬用車両の賃借料(燃料を除く。)
- ②一時保管用倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷蔵庫)の賃借料
- ③入出庫管理機器(ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等)の賃借料(インク等の消耗品を除く。)

### 2 補助対象外の経費

次の取組は本事業の補助の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。)

### 3 要件

- (1) 事業実施主体が、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく又は準じた取扱いを行っていること。
- (2) 事業実施主体が、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言による影響を

受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、未利用食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

#### 4 補助率等

本事業の補助率は定額とする。また、補助上限額は1事業者当たり500万円とする。

### 第5 事業実施結果の報告等

事業実施主体は、事業完了後には、事業の実施状況及び事業成果について、別紙様式第1号により、報告書を作成し、事業完了の日から1箇月を経過した日までに、食料産業局長に報告するものとする。

### 第6 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

(様式関係)

実施要綱本文様式

- ・別紙様式第1号 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業実施計画の(変更)承認申請について
- ・別紙様式第2号 「食品受入能力向上緊急支援事業」の取組にかかる食品提供履歴管理表

別紙様式第1号

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業実施計画の（変更）承認申請について  
（事業実施結果に係る報告について※）

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業実施要綱（令和3年4月7日付け3食産第103号農林水産事務次官依命通知）第3の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

※実施要綱の第5に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

別添

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち  
食品受入能力向上緊急支援事業

事業実施計画書（事業実施結果に係る報告書※）

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

所在地：

※実施要綱第5に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

## 1 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

## 2 事業内容及び実施方法

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

3 食品受入能力向上緊急支援事業の取組計画（フードバンクの受入れ・提供の体制整備に関する事項）

- 食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行っている。
- こども食堂等への食品の提供を拡大するためには、現在保有（賃借を含む。）する運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器等では対応が困難であり、受入れ・提供体制の追加的な整備が必要である。

（上記に該当する場合に○を記入し、○が記入された場合に、下記計画表を作成）

整理 番号	運 搬 用 車 両 ・ 一 時 保 管 用 倉 庫 ・ 入 出 庫 管 理 機 器 等 の 賃 借 料					事業実施結果報告時に必要となる確認（注3・4）	
	名称	単価 (円/1日・台) (A) (注1)	日数 (B)	数量 (C)	補助対象経費(円) (A×B×C)	賃借契約の確認	経費負担の確認
		見積					
1					0		
2					0		
3					0		
4					0		
5					0		
6					0		
7					0		
8					0		
9					0		
10					0		
合計 (円)					0	…②	

受入の確認 (注5)	
提供の確認 (注5)	

注1：賃借料の単価については、月単位等の契約の場合は日割り換算して記載し、1台あたりの日額単価が異なる場合は行を分けて記載すること。また、令和3年1月8日から令和3年12月31日の間の必要な期間の賃借料を計上すること。

注2：事業実施計画提出時には、原則3社以上の相見積もり（HPの料金表等でも可。）により賃借料の検討を行い、そのうち最安の1社の見積もり内容が確認できる書面（金額のほか、車両の車種、倉庫等の容量又は入出庫管理機器等の品名等の情報も含めること。）を、整理番号順に整理添付し、「見積」欄に「○」を記載すること。

注3：事業実施結果報告時には、賃借契約の内容が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「賃借契約の確認」欄に「○」を記載すること（例：賃借契約の写等）

注4：事業実施結果報告時には、賃借料を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「経費負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書等）

注5：事業実施結果報告時には、食品提供履歴管理表（別紙様式第2号）により活動内容を記載の上添付し、「受入の確認」欄及び「提供の確認」欄に「○」を記載すること。

注6：行は適宜追加すること。



別紙様式第2号 「食品受入能力向上緊急支援事業」の取組にかかる食品提供履歴管理表

番号	入荷月	品目	総重量 (注1)	食品提供事業者名 (又は氏名)	本事業の 利用状況 (注2)	出荷 完了月	主な 受取先名称 (又は氏名)	主な受取先の住所
1	1月							
2								
3								
4	2月							
5								
6								
7	3月							
8								
9								
10	〇月							
11								
12								

注1：総重量が把握できない場合は、ほかに定量的に把握できる数値を記載すること。

注2：本事業で賃借したものについて利用した場合は、別紙様式第1号の別添のうち対応する整理番号をすべて記載すること。

注：行は適宜追加すること。